

板橋区ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業実施要綱

平成 24 年 9 月 5 日区長決定

一部改正 令和 3 年 7 月 21 日区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、ひとり親家庭就労支援プログラム策定員(以下「策定員」という。)を設置し、個々の状況・ニーズに対応したひとり親家庭就労支援プログラム(以下「プログラム」という。)を策定し、これに基づき、ひとり親家庭の母等に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 プログラムの策定対象者は、板橋区内に住所を有するひとり親家庭の母等であって、次の各号に掲げる者(以下「策定対象者」という。)とする。

- (1) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)に基づく児童扶養手当の支給を受けている者又はこれと同等の所得水準(児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)第 6 条の 7 の規定は、適用しない。)にある者。ただし、生活保護受給者を除く。
- (2) その他区長が必要と認める者

(事業への参加)

第 3 条 支援を希望する策定対象者(以下「支援希望者」という。)は、ひとり親家庭就労支援プログラム支援申込書(様式 1)及びひとり親個人相談票(様式 2)を福祉事務所に提出しなければならない。

(支援の内容)

第 4 条 プログラムにおける支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 職業相談
- (2) 就労に結びつく技能習得に関する助言
- (3) 公共職業安定所(以下「安定所」という。)への同行
- (4) 「福祉から就労」支援事業(「福祉から就労」支援事業の実施について(平成 23 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 20 号雇用均等・児童家庭局長及び社援発 0401 第 27 号社会・援護局長連名通知)に基づく支援内容への移行

(策定員)

第5条 策定員は、板橋区就労支援相談員設置要綱(平成17年3月7日区長決定)に定める就労支援相談員を充てる。

(事務処理)

第6条 母子・父子自立支援員(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第8条に定める者をいう。)は第3条に規定する申込書を提出した者と面接し、支援希望者の生活状況や子育て等の状況を把握するとともに、就労以外の相談に応じる。

2 前項に規定する面接の後、母子・父子自立支援員は個別台帳(様式3)を作成し、策定員に引き継ぐ。

3 策定員は支援希望者と面談し、就労に向けた支援課題要因を把握することにより自立目標や支援内容を設定し、これらを記載した支援シート(様式4)を策定するものとする。

4 策定員は、プログラムの策定に当たっては、支援希望者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、必要な説明や情報提供を十分に行うものとし、支援過程の記録として経過記録票(様式5)を作成する。

5 策定員は、策定したプログラムを必ず福祉事務所に報告するものとする。

(「福祉から就労」支援事業への移行に伴う事務)

第7条 策定員を、安定所の就労支援チームの構成員としての役割を担うコーディネーターとして選定する。

2 策定員は、就労支援等方策を検討するため、安定所との連携による「福祉から就労」支援事業へ移行することが望ましいと考えられる支援希望者に対しては、事業についての説明や意向の確認を十分に行い、要請書、総括表及び個人票Aを別に作成することとする。

3 策定員は、就労支援チームの構成員として安定所担当者とともに、支援希望者に対し安定所等において面接を実施するものとする。

4 就労支援チームは、面接終了後、ケース会議を実施し、支援希望者に最も適した就労支援プランを策定し、支援メニューの選定等の支援方針を決定するものとする。

(支援期間)

第8条 支援期間は、支援内容が決定した日から6か月とする。

(支援の終了)

第9条 支援は、前条に規定する支援期間の満了、就職の決定又は支援辞退により終了する。

付 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

ひとり親家庭就労支援プログラム支援申込書

板橋区 福祉事務所長 (あて)

私は、ひとり親家庭就労支援プログラムによる支援を申し込みます。
この支援のために必要な板橋区が保有する個人情報の利用と、必要に応じた私の個人情報
を公共職業安定所に情報提供することに同意します。

年 月 日

申込者

住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日 年 月 日生 歳

電話番号

ひとり親個人相談票

相談を希望される方は可能な範囲でご記入ください。
 記入された内容は、相談の目的以外にご本人の許可なく使用されることはありません。

児童扶養手当
受給者番号

(氏 名)

相談者の状況	収入について	仕事をしている 年金を受けている 養育費を受けている その他 ()					実家等の援助を受けている 児童扶養手当を受けている	
	現在の勤務先	名称			電話			
	就 労 内 容 (事 務 等)							
	いつからお勤 めですか	年 月から						
	就 労 形 態	パート・常勤・自営・その他 ()						
	就 労 日 程	週 日 ()		時 分 ~		時 分		
	保 険 等	社会保険 (有・無)			雇用保険 (有・無)			
	これまでの 職 歴							
	最 終 学 歴	中学卒		高校卒		短大・専門学校卒		大学卒 大学院卒
住 居 の 状 況	持家 (自己・家族)			賃貸 (月 円)				
同居家族の状況	氏 名	続 柄	生年月日	性 別	職 業・学 校 等	その他		
希望の仕事	仕 事 の 内 容							
	1日の勤務時間	時 分 ~		時 分まで				
	保 険 の 有 無	社会保険 (有・無)			雇用保険 (有・無)			
	取りたい資格・免許							
	活用したい資格・免許							
自立に向けた目標								

ひとり親家庭就労支援プログラム

		支援番号		氏名		
面接日	年 月 日	生年月日	年 月 日	年齢	歳	
住所	板橋区		住民登録地			
連絡先	自宅	携帯				
最寄駅			徒歩	バス		
資格	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 資格名：			最終学歴		
相談経路	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> 家族・親族 <input type="checkbox"/> 公的機関 <input type="checkbox"/> その他 ()					
福祉サービス利用歴	<input type="checkbox"/> 福祉資金 <input type="checkbox"/> ヘルパー <input type="checkbox"/> 休養ホーム <input type="checkbox"/> その他 ()					
世帯構成	氏名	年齢	職業・学校等	病歴	治療状況	
					治療中・中断・完治	
					治療中・中断・完治	
					治療中・中断・完治	
子の父・母との関係	<input type="checkbox"/> 連絡あり (定期・不定期) <input type="checkbox"/> 連絡なし					
養育費	<input type="checkbox"/> 支払いあり <input type="checkbox"/> 支払いなし (理由)					
収入 (月収)	勤労収入	円		円	円	
	児童扶養手当	円		円	円	
		円		円	円	
		円		円	円	
	計			円	計 円	
負債状況						
主訴						
職歴	勤務期間 (最近のものから)		勤務先	所在地	退職理由	備考
	年 月 ~ 年 月					
	年 月 ~ 年 月					
希望職種	職 種	順 位	職 種	順 位	職 種	順 位
		1		2		3
希望賃金	円位 (月額)		希望勤務時間	AM・PM 時 ~ AM・PM 時		
希望休日	曜日		特殊勤務可否	早朝： 可 否 深夜： 可 否		
勤務地			他の希望	正社員 社会保険	パート その他 ()	賞与
通勤時間	時間	分以内	勤務開始希望	平成 年 月から		
就労に対する阻害要因						
自立目標						
特記事項						

支援の決定 (決定日 年 月 日)

- 生活保護受給者等就労自立促進事業へ移行
- 支援継続
- 支援終了 ()

所長	相談係長	策定員	供覧	就労支援相談員

